

安全・安心な畜産物の供給に向けた取組 (その2)

平成16年7月
農林水産省
生産局畜産部
消費・安全局

目 次

頁

消費者の安心・信頼の確保

- (1) 食品の表示制度の運営、監視の強化 1
- (2) トレーサビリティ・システムの導入・普及 2
- (3) 食育の積極的な推進
 - ア 食育の必要性 3
 - イ 畜産における消費者と生産者の交流 4
- (4) 消費者と産地の顔の見える関係作りの推進 5
- (5) 安心のための消費者への情報提供 6
 - ア 畜産物の安全性をめぐるこれまでの経緯 6
 - イ 家畜衛生に関する情報の発信 7
 - ウ 生産段階で利用されるバイオテクノロジー等新技術の開発・普及のための消費者理解の増進 8

消費者の安心・信頼の確保

(1) 食品の表示制度の運営、監視の強化

- ・ 消費者の安心・信頼の確保のため、厚生労働省と一体となって食品の表示制度の運営、監視の強化。
- ・ 「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの整備の一環として、牛肉及び豚肉の生産履歴に関する情報公開の基準を規定する「生産情報公表」JAS規格」が施行されている。(牛肉:平成15年12月より、豚肉:平成16年7月より施行)

適正な表示制度の実現

わかりやすい表示に向けたとりくみ

- 「食品の表示に関する共同会議」
- 相談窓口の一元化
- 共通パンフレットの作成
(厚生労働省と連携したとりくみ)



表示の監視体制の強化

- 国による監視体制の強化
- 食品表示の分析・検証
- 食品表示ウォッチャーの増員



JAS規格の見直しなど

- 新しいニーズに対応したJAS規格
- 品質表示基準の見直し
- 新しい特別栽培農産物の表示制度の普及



生産情報公表」JAS規格の牛肉の表示例

容器または包装の表示例

名称	牛もも肉(生産情報公表牛肉)
原産地	国産または都道府県名、原産国名
内容量	グラム
販売業者名	株式会社
住所	県 市 町1-2-3
* 個体識別情報	番号または記号等
生産情報の公表方法	http://www.???co.jp、FAX番号等

* は輸入牛に限る。

公表される生産情報の例

出生年月日	年 月 日
雌雄の別	雌
管理者の氏名または名称	農林太郎または 牧場
管理者の住所	県市町村名
管理の開始年月日	年 月 日
牛の飼養のための施設	A牧場
施設の住所	県市町村名
飼養の開始年月日	年 月 日
と殺の年月日	年 月 日
牛の種別	黒毛和種
牛の管理者の連絡先	電話番号
と畜者の氏名または名称及び連絡先並びにと畜場の名称及び所在地	食肉卸売市場、電話番号、市と畜場、県市町村名
給餌した飼料の名称	牧草、ふすま、大豆油かす、 組合飼料等
使用した動物用医薬品の名称	ホルモン剤(卵黄ホルモン)等

(2) トレーサビリティ・システムの導入・普及

- ・ トレーサビリティ・システムの導入・普及により、問題が起きたときの食品の回収が容易になる、消費者の信頼や安心の確保につながる等の効果が期待できる。
- ・ 牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、牛の個体識別番号を基にしたトレーサビリティ・システムの構築が義務付けられた。(生産段階:平成15年12月から、流通段階:平成16年12月から施行)

トレーサビリティ・システム

トレーサビリティとは

食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の仕入れ先や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できるしくみ

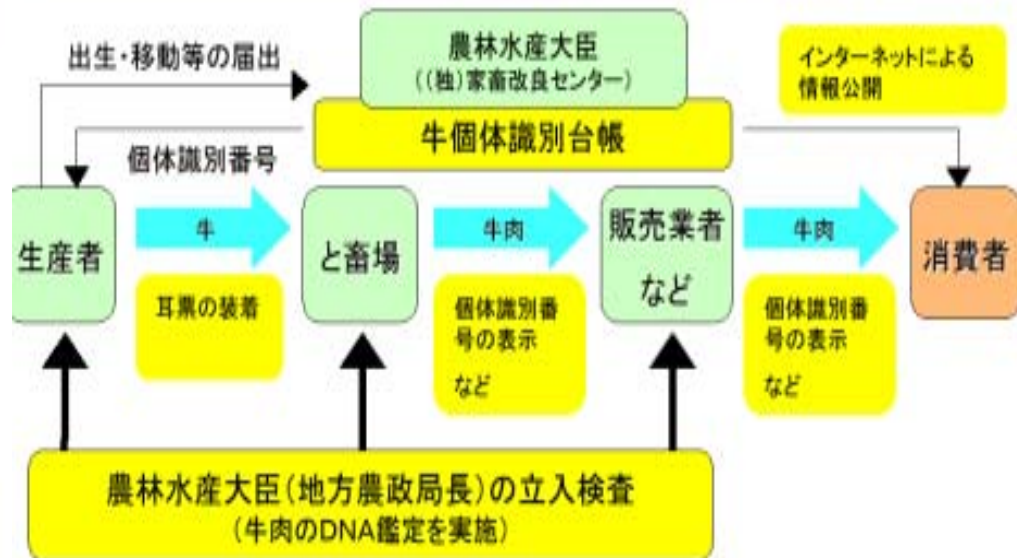


期待される効果

- 問題がおきたときに問題のある食品の回収が容易になる
- 消費者と生産者・事業者の顔の見える関係づくりにつながる
- 消費者の信頼や安心の確保につながる

牛の個体識別情報の伝達制度

牛肉については、牛の個体識別番号の表示、記帳などが義務づけられます。



(3) 食育の積極的な推進

ア 食育の必要性

- ・ 食の安全・安心に関する普及・啓発の促進のため、食育の推進を図ることが必要。
- ・ 食育を国民的な運動として展開。

食育について

食育=1人1人が自らの食について考え、判断できるようにすること

食の安全・安心に関する普及・啓発の促進

- ・ 食品の衛生的な取り扱い
- ・ 食品の選び方

食生活改善に関する普及・啓発の促進
(食生活指針を中心とした取組)

- ・ 生活習慣病の予防
- ・ 地域食材・食文化の伝承・活用
- ・ 食生活のあり方と食料自給率との関連

(厚生労働省や文部科学省と連携して取組)

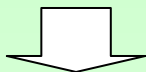


イ 畜産における消費者と生産者の交流

- ・ 牧場や農場を、家畜や自然とのふれあいの場として活用することで、体験学習の場として提供している。
- ・ LIN(畜産情報ネットワーク)を通じ、国、畜産関係団体および各県の計87団体・組織が、畜産物の生産・流通・消費に関する、総合的な情報を提供。(平成7年～)

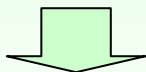
生産現場における情報交流

ふれあい牧場(164牧場:公共牧場中心)
大中小家畜とのふれあう機会、牧場をめぐる景観を堪能できるくつろぎの機会を一般市民に提供する牧場



体験内容	バター作り、搾乳、授乳、農作業・野菜収穫、ファームステイ等
消費者交流	常時受け入れが可能で、子供から老人まで手軽に参加

酪農教育ファーム(174牧場:個人経営中心)
酪農体験を通じて、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場



体験内容	給餌、搾乳、授乳、ブラッシング、牛追い、堆肥・畑作り、草取り等
消費者交流	受け入れ牧場と教育関係機関が事前打合わせを行い、学校の授業の一環として活用

ここをクリック

インターネットによる情報交流

畜産情報ネットワーク

LINへのアクセス件数は年間2,400万件

アンケート調査やメールマガジンの発刊に併せたモニターを募集し、消費者向けサイトの充実を図る

消費者向け情報
 ・ 家畜や生産者情報
 ・ 畜産物の種類・製造・保存・栄養情報
 ・ 体験学習に役立つ情報など

鳥インフルエンザに関する情報等、緊急性の高いトピックスは、特別のコーナーを設置



各種体験牧場の検索

(4)消費者と産地の顔の見える関係作りの推進

- ・ 有機栽培飼料等の給与、海外の有機認証の取得、放牧を取り入れた飼養管理等作り方にこだわった畜産への取組が増加。
- ・ インターネットを通じ、給与飼料情報、牧場概況等生産情報を消費者に提供。また、掲示板機能の活用、現地交流等により消費者との双方向の交流をはかり、理解を得る努力を行っている。

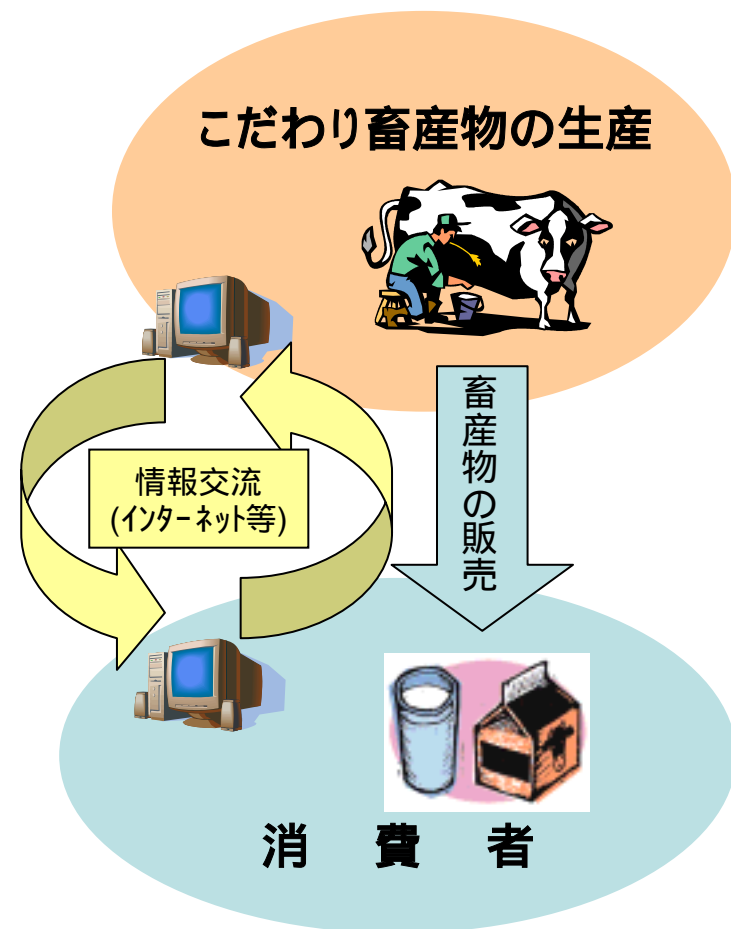
有機牛乳の生産・販売事例 (千葉県O牧場、神奈川県T乳業)

- ・ QAI(米国の民間オーガニック認証機関)認定。
- ・ フリーストール・ミルクパラー方式で成牛約100頭を飼養。
- ・ 有機栽培された飼料を給与。
- ・ 抗生物質、ホルモン剤無投与。
- ・ 牛乳工場では、慣行牛乳とは分別されて処理。
- ・ 首都圏スーパーでの販売に加え、宅配による販売
- ・ ウェブサイトによる、牧場の経営概況、処理工場の情報、商品の情報等の紹介。
- ・ 牧場主自らもウェブサイトを開設し、掲示板による意見交換を実施。



放牧を取り入れた地域ぐるみのあか牛繁殖肥育一貫への取組事例 (熊本県K組合)

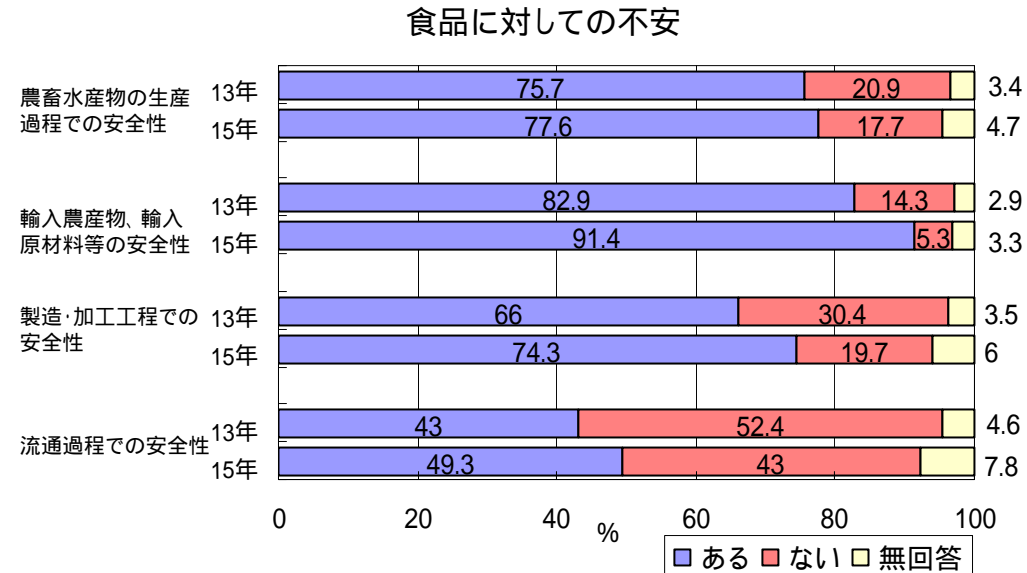
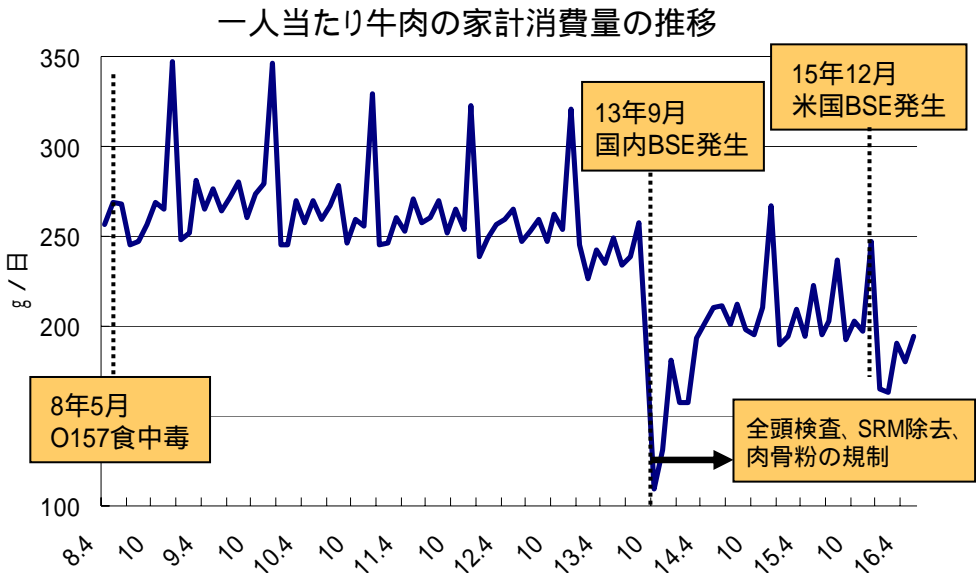
- ・ 地元の肉牛農家17戸で牧野管理組合を組織し、あか牛を放牧飼養。(総頭数267頭)
- ・ 試験研究機関と連携し、新たな放牧技術や粗飼料多給型肥育技術に取り組む。
- ・ 食肉加工場を共同運営し、地元の旅館やレストラン等へ牛肉を提供。
- ・ 県内外の流通業者との連携により直販。消費者との交流会を開催し、情報交換を行う。



(5) 安心のための消費者への情報提供
 ア 畜産物の安全性をめぐるこれまでの経緯

・ 消費者の食品の安全性に対する関心が高まる中、これまで、畜産物に関する事故が発生した際には、消費を控えるような行動が取られてきた。
 ・ 生産された畜産物に対する信頼が失われないよう、安全・安心の確保と消費者への正確な情報提供を行うことが重要。

発成年月	出来事
平成8年 5月	O157による集団食中毒事故の発生(大阪府、岡山県等)
平成12年 3月、5月	国内における口蹄疫の発生(宮崎県、北海道)
6月	大手乳業会社の低脂肪乳等に混入した黄色ブドウ球菌による食中毒事故の発生(近畿地方)
平成13年 9月	国内におけるBSEの発生(千葉県)
平成15年12月	米国におけるBSEの発生
平成16年 1月	ベトナム、タイ、中国における高病原性鳥インフルエンザの発生
平成16年 1~2月	国内における高病原性鳥インフルエンザの発生(山口県、大分県、京都府)



資料:総務省「家計調査報告」 年・月

資料:農林水産省「食料品消費モニター定期調査」
 (平成13年11月、平成15年8月調査)

イ 家畜衛生に関する情報の発信

- ・ 家畜伝染病が新たに発生した場合、国民・消費者に対し、家畜伝染病の特徴や食品としての安全性との関係等について正確な情報を迅速にわかりやすい形で提供していくことが重要。
- ・ 食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、日頃から家畜伝染病に関する正確でわかりやすい情報の提供、政府広報、インターネット等の多様な媒体の活用等の取組を一層強化。

家畜衛生に関するプレスリリースの実績
(平成15年7月1日～平成16年6月30日)

内 容	回 数	
		うち記者会見
鳥インフルエンザ関係（国内）	79回	18回
国際検疫関係 （家きん肉の輸入停止等）	44回	7回
BSE関係（国内）	37回	10回
米国・カナダBSE関係	25回	7回
豚コレラ関係（国内）	16回	1回
その他 （審議会の開催、スクレ化 ^o の発生等）	13回	0回
合 計	214回	43回

衛生管理課調べ。

プレスリリースは農林水産省ホームページに掲載。

先般の高病原性鳥インフルエンザの発生に際し、消費者等へ迅速で正確な情報を提供するため、プレスリリースや記者会見に当たっては、鳥インフルエンザが食品を介して人に感染した例は世界的にも報告されていないことを繰り返し説明。



新聞広告(平成16年4月掲載)

鳥インフルエンザのまん延防止にご協力を

最新は、関係地方自治体との緊密な連携の下、早期発見、まん延防止のため、関係農家の報告義務の強化、野鳥のウイルス検査状況調査、鳥インフルエンザ発生国からの肉鳥輸送制限などの対策を講じています。
野鳥が密着して飛んでいるなどの予備などについて発生時には、お近くの家畜保健衛生所等の関係機関にご連絡ください。

正しく知ってください。鳥インフルエンザのこと。鶏肉、卵が安全なこと。

これまでに鶏肉や卵を食べ、人に感染した例はありません。

鳥インフルエンザは、主に鳥類の間で伝播するウイルス感染症です。鶏肉や卵は、適切に調理すれば、ウイルスは死滅します。また、卵は殻を適切に洗浄すれば、ウイルスは付着しません。したがって、鶏肉や卵は安全に食べることができます。

人に感染する可能性は極めて低いと考えられます。

鳥インフルエンザは、主に鳥類の間で伝播するウイルス感染症です。人に感染する例は世界的にも報告されていません。また、適切な調理により、ウイルスは死滅します。したがって、鶏肉や卵は安全に食べることができます。

ペットの鳥への方が一層の感染を防ぐため、野鳥が近づかないようにしてください。

野鳥は、鳥インフルエンザのウイルスを保有している可能性があります。また、野鳥は、家畜やペットの鳥と密着して飛んでいるなどの予備などについて発生時には、お近くの家畜保健衛生所等の関係機関にご連絡ください。

農林水産省 家畜保健衛生所 関係機関

ウ 生産段階で利用されるバイオテクノロジー等新技術の開発・普及のための消費者理解の増進

- ・ 生産段階で利用される新技術の開発・普及を円滑に行っていくためには、技術の安全性、安定性に関する検証を重ねつつ、情報提供に努め、消費者等に理解を求めていくことが重要。
- ・ 具体的には、各種情報媒体を積極的に活用し、新技術に関する情報を正確にわかりやすく提供。(パンフレット作製・配布、HP掲載、ふれあいまつり等各種イベントでの実証展示、消費者との意見交換)

生産段階の新技術

- 【ハイテク】
- ・自動搾乳装置
 - ・自動哺育装置



自動搾乳装置

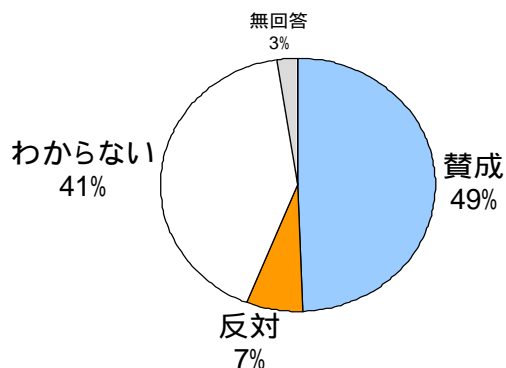
- 【バイテク】
- ・クローン技術
 - ・雌雄産み分け技術
 - ・DNA診断技術 等



クローン牛

効率的な家畜改良、
生産コストの低減等 に貢献

畜産新技術を生産現場で活用することについてのアンケート結果



資料：(社)畜産技術協会「畜産新技術に関するアンケート調査結果」(2002年)



消費者にはクローン技術等新技術に対する漠然たる不安感が存在

消費者等の理解を深めるための 正確でわかりやすい情報提供

【クローン技術における実施例】

- 畜産新技術を解説したパンフレット、ビデオの作製、配布
- 受精卵クローン牛の試食とパネル展示
- クローン家畜とその安全性に関するシンポジウムの開催
- 消費者等との意見交換・勉強会の開催



パネル展示
「クローン技術とは？」



受精卵クローン牛試食会の出展